

第1回自動運航船検討会（議事概要）

日 時：令和6年6月27日（木）13：30～15：30

場 所：国土交通省11階特別会議室

出席委員：藤田座長、野川座長代理、清水委員、村井委員、三輪委員、田村委員、間島委員、田中委員、四方委員、平尾委員、飯島委員、尾形委員、松本委員、石橋委員、小倉委員、矮松委員

藤田友敬委員を座長に、野川忍委員を座長代理に選任した後、議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

- ・本検討会における議論の前提をはっきりさせるべき。
- ・本検討会では現行法令を遵守できる体制を維持しながら実証運航等の取組みを議論するのか、あるいは、法令改正も含めた議論を行うのか、明らかにするべき。
- ・（資料4のp3.2ポツの「使用開始後に認知された新たなリスクについて、メーカーや船舶所有者に対して、国土交通省への報告及び利用者への対策の通知を求めるべきではないか。」に関して、）使用開始後に認知された新しいリスクとしてどのような事象が想定されるのか。
- ・自動運航船の運航における責任の所在を明確にするべき。
- ・船舶の航行においては常に非常時が想定される。あらゆる非常時においても安全性が維持されるよう整理されている現行の国内法令や国際条約を毀損してはならない。
- ・船舶の運航を船上の船員が行うことを前提とした船員法や船舶職員法の基本的な部分を前提とするのであれば、国際ルールの策定までの間をどうするのかという議論において、その安全を毀損することはあってはならない。
- ・（事務局からの「当面の自動運航船の実証運航において、直ちに無人で離着岸・輻輳海域の運航を実施することはないと承知。現行法で出来ること、或いは現行法の解釈として支障あるかどうかも含めてチェックしてみようかという風に考えている。本検討会においては、自動運航技術の開発・実証を通して安全性の向上や船員労働環境改善が進展するよう、まずは実証運航ができるような環境整備を進めるための議論をお願いしたいと考えている。」との説明を受けて）自動運航船の実証実験の実施にあたっては、当該船舶には法に基づく船長・船員が乗船している状態で実証されていくと理解した。
- ・論点案の「責任・保険の考え方」の検討においては、自動運航システムの下での役割分担と、その下での船員の責任のあり方を確認しながら、検討が進められると理解した。
- ・実証運航においては、船員の責任を明確化した上で、直ちに何かを変えずに実験として自動運航システムの検証が行われるべき。
- ・資料5で設置が提案されている安全基準・検査WGの構成について、船主関係団体を加えるべき。

以上